

マーケットインに基づいた商品改良支援補助金のご案内

県内の食品製造事業者が行う商品調達担当者（以下「バイヤー」という。）のアドバイスに基づいた商品改良の取組に対し、補助率1/2以内（農商工連携型は2/3以内）、補助上限300千円の範囲内で助成します。

1 対象事業

大分県又は大分県の外郭団体、県内の商工団体及び金融機関等が主催又は出展を支援した商談会又は見本市・展示会において、バイヤーから得られた指摘又は助言等に基づいて商品改良を行う取組（例：県主催ターゲット別マッチング商談会で、バイヤーより指摘のあった包装デザインの改良）

2 補助対象者

大分県内に主たる生産拠点を有する食品製造事業者

3 補助対象経費、補助金額等

補助対象経費		補助率
経費区分	内容	
(1)原材料費	製品改良（試作）に使用する原材料及び副資材（包材など）の購入に要する経費	(1) 通常型の場合 1/2以内 (1企業あたり上限30万円まで)
(2)製版費	パッケージなどの印刷に要する製版に係る費用	
(3)デザイン制作費	パッケージデザインや製品デザイン改良に要する経費	
(4)翻訳費	パッケージのラベルなどを英語又はその他外国語に翻訳する費用	(2) 農商工連携型の場合 2/3以内 (1企業あたり上限30万円まで)
(5)その他の経費	上記に掲げるもののほか、製品の表示に必要な分析等、会長が特に認める経費。ただし、販売に係る経費（棚代など）を除く	

※事業区分については次のとおりです。

- (1) 通常型：(2) に該当しない事業
- (2) 農商工連携型：食品製造業者が県内の農林漁業者と連携し、改良後の商品における原材料のうち、重量割合第1位が大分県産であり、かつ重量の6割が県産の農林水産物を活用して、食品製造事業者が商品製造及び販売等に取り組むこと

4 申請条件

- 令和3年3月12日（金）までに完了する事業計画であること。
- 国や県などが実施する助成制度を重複活用しない事業であること。

5 申請期限

令和3年1月29日（金）（当日消印有効）

6 事業認定までの提出書類

- ①事業認定申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書

※事業認定後の提出書類については、事務局からご連絡します。

※様式については、おおいた食品産業企業会HP (<http://oita-shokusankai.jp/>) よりダウンロード可能。

7 応募方法

郵送又は直接持参

8 申込み・問合せ先

おおいた食品産業企業会事務局

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県商工観光労働部工業振興課内
TEL:097-506-3277 FAX:097-506-1753

9 注意事項

- (1) 事業計画認定に係る経費は応募者負担です。
- (2) 応募書類は返却しません。
- (3) 随時審査し、採択するため、予算枠に達した時点で受付終了となります。

10 補助金交付までの流れ

